

鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則(昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。)第4条の規定に基づき、県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、本県の県立高等学校(以下「県立高校」という。)に平成31年度以降に入学を希望する県外生徒の下宿を受け入れる者(以下「下宿受入先」という。)に対して支援を行うことで、県外生徒を積極的に受け入れ、県立高校の適正規模を維持するとともに、当該県立高校の活性化に資することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業(以下「補助事業」という。)を行う同表の第2欄に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、別表の第3欄に掲げる金額とする。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、下宿受入先と県外生徒の間の下宿契約の締結前に行わなければならない。

2 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、交付目的の達成に支障を生じさせるおそれのある事業変更以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第7条 規則第17条第1項の規定による報告は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、県外生徒の下宿受入先への入居に係る契約締結後又は下宿の受入の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

(下宿期間が3年に満たない場合の取扱い)

第8条 知事は、入居から3年間の下宿期間中において、生徒が自己都合によって転居した場合、生徒が下宿契約に違反したことに起因して退去を命ぜられた場合、又は生徒が退学等の理由により県立高等学校に在籍できなくなった場合以外の理由により下宿契約を解除した場合は、3年間に対し、契約解除から契約期間の終期に相当する期間に応じた額の補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第9条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年3月29日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>1 補助対象事業</p>	<p>県立高等学校に県外生徒を積極的に受け入れるため、鳥取県と連携して地元自治体が必要な支援を行う市町において、当該市町の県外生徒の下宿受入先が次の条件により当該生徒の下宿を受け入れ、生徒又はその保護者等と3年間の下宿契約を締結すること。</p> <p>(1) 生徒1名につき6畳程度のエアコンを備えた部屋を用意し、当該部屋に生徒のプライバシー保護のため生徒自らが施錠できるようになっていること。</p> <p>(2) 生徒との下宿契約の期間中は継続して下宿を受け入れること。ただし、生徒が自己都合によって転居した場合、生徒が下宿契約に違反したことに起因して退去を命ぜられた場合、又は生徒が退学等の理由により県立高等学校に在籍できなくなったことにより下宿契約を解除する場合はこの限りでない。</p> <p>(3) 食事については、原則、平日、朝夕2食を生徒に提供し、学校休業日については、昼食も提供すること（ただし、長期休業、部活動やその合宿等、生徒の事情によって提供が必要ない場合もある。）。</p> <p>(4) 生徒に使用させる部屋の清掃や洗濯については、下宿受入先が所有する機器を使用して、生徒自らに行わせること。</p> <p>(5) 門限等を設定して、生徒が安全で、規則正しい生活を送れるように指導すること。</p> <p>(6) 地域の行事等にできるだけ生徒を参加させ、地域の一員という意識を生徒に持たせるよう努めること。</p> <p>(7) 生徒の下宿の受入に係る費用は、次のとおりとする。なお、下宿に係る契約は、生徒の保護者等と下宿先が直接、契約を締結し、費用の收受を行うこと。</p> <p>家賃：月額6万円以内（食費を含む）</p> <p>冷暖房費：6月から9月まで、及び12月から3月までの期間について、家賃とは別に月額3,000円以内</p>
<p>2 補助対象事業者</p>	<p>県外生徒を、自らの住居である物件に下宿させる者であること。</p>
<p>3 補助金の額</p>	<p>下宿を受入した生徒1名当たり18万円（定額）。</p> <p>ただし、下宿生の卒業等による退去後に、再び同室に別の県外生徒の受入を行う場合の補助金の額は、部屋の補修等に必要経費の額とし、生徒1名当たり12万円を上限とする。</p>

年度県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業計画（報告）書

1 下宿受入先の住所及び受入する県外生徒の氏名

生徒の下宿先住所	
生徒の氏名	

2 下宿に係る契約締結（予定）日

年 月 日

3 下宿を受入する県外生徒の入居（予定）日

年 月 日

4 下宿を受入する県外生徒の保護者等の氏名、住所及び続柄

保護者等の氏名	
保護者等の住所	
下宿を受入する県外生徒との続柄	

【補足】複数の生徒の下宿を受入される場合は、適宜、欄を増やしてください。

注）報告書の提出の際は、下宿に係る契約書の写しを添付すること。

様式第2号（第4条、第7条関係）

年度県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業収支予算（決算）書

1 収入

項目	予算額	決算額	差引増減額	内訳
県補助金				

2 支出

項目	予算額	決算額	差引増減額	内訳
計				

注) 下宿を受入した生徒の卒業等による退去後に、再び同室に別の県外生徒の受入を行う場合においては、当該予算（決算）書に生徒の退去に伴う部屋の補修等に必要な経費に係る見積（領収）書等の証拠書類を添付すること。

様

職 氏名 印

年度鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった県外生徒のふるさとファミリー登録促進補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年4月鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の対象事業は、県外生徒の下宿の受入れに係る事業とし、その内容は、・・・・・・・・・・のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額、交付決定額及び交付確定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるこれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|-----------|---|---|
| (1) 算定基準額 | 金 | 円 |
| (2) 交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額等について、鳥取県県外生徒のふるさとファミリー登録促進事業補助金交付要綱（平成31年3月29日付第201800180847号鳥取県教育長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項の規定を適用して算定した額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。